

令和 6 年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第 5 回）

日時：令和 7 年 3 月 19 日（水）午前 10 時～

形式：対面及びオンラインの併用方式

—— 会 議 次 第 ——

- 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
（仮称）NEC府中事業場整備計画

【審議資料】

資料 1 「（仮称）NEC府中事業場整備計画」

資料 1－1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

資料 1－2 「（仮称）NEC府中事業場整備計画」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

<出席者>

第二部会長 宮越委員

安立委員

日下委員

羽染委員

廣江委員

水本委員

宗方委員

保高委員

(8名)

長谷川政策調整担当部長

藤間アセスメント担当課長

石井アセスメント担当課長

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和 7 年 3 月 19 日

(事業名称) (仮称) NEC 府中事業場整備計画

1 選定した環境影響評価の項目 12項目 (選定した理由 p. 131～133)

大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測の対象時点を建設機械の稼働による影響が最大となる時点としているが、本事業は約 7 年間の長期にわたって段階的に建替えを行う計画であり、教育施設や住宅と隣接している地点もあることから、各段階における環境への影響が最大となる時点を適切に把握し、必要な時点及び地点において予測・評価すること。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 5 項目 (選定しなかった理由 p. 134)

悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境

意見なし

3 都民の意見書及び周知地域市長の意見

別紙のとおり

別 紙

「(仮称)NEC府中事業場整備計画」環境影響評価調査計画書に対する都民の意見書
及び周知地域市長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	1 件
周知地域市長からの意見	2 件
合 計	3 件

2 都民からの主な意見

(1) 環境全般

東京都が実施している最新の『東京の地下水質調査結果』（令和5年度 地下水概況調査）によると、府中市やその近隣でPFOS及びPFOAが検出されている。当該事業では井戸水の利用（飲用水、手洗い用水、雑用水）が計画されている。この井戸水の水質に関する情報が無く、市民、都民のみならず、当該事業場利用者の飲料水に対する不安を払しょくする必要があるのは当然といえる。環境に配慮した事業場であるならば、井戸水の品質管理について、今回の物質（有機フッ素化合物（PFOS・PFOA））についても情報提供いただけると有り難く、市民、都民のためと考える。

3 周知地域市長からの意見

【府中市長】

(1) 大気汚染

- 1) 工事の施行中において、路上待機の禁止、現場内への適宜散水、アイドリングストップ等、環境保全措置を徹底されたい。
- 2) 工事の施行中における使用車両について、最新の排出ガス規制適合車の使用に努められたい。

(2) 騒音・振動

- 1) 周辺への影響が最小限となるように工事内容（工事時間、建設機器稼働時間、同時可能台数、低騒音型建設機器の導入、防音設備の設置）に十分配慮されたい。
- 2) 工事の施行中において、小学校、住宅、駅等が隣接していることを考慮し、万全

の措置を講じられたい。

(3) 悪臭

- 1) 工場からの汚水排水について、汚水槽を設けて排水を検討する場合は、臭気対策を講じられたい。

(4) 電波障害

- 1) 工事の完了後における計画建築物の存在によるテレビ電波への遮へい障害及び反射障害の影響が予想されていることから、障害が発生した場合は、適切な対策を講じられたい。

(5) 景観

- 1) 景観における調査方法のうち「⑤都市の景観の保全に関する方針等」の「使用する主な資料」に、府中市景観ガイドラインを追加されたい。

(6) その他

- 1) 今後、事業の進捗に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、新たに予測事項について検討し、対策が必要な場合には環境保全のための措置を講じられたい。
- 2) 事業の実施にあたっては、地域住民に調査に基づく情報の提供及び十分な説明を行うとともに、意見、要望等について誠意をもって対応されたい。
- 3) 工事の施行中及び完了後において、苦情対応窓口を設置するなど関係住民からの苦情には誠実に対応されたい。
- 4) 府中市地域まちづくり条例及び府中市景観条例に基づき、緑地の確保や良好な景観形成等、環境に配慮した適切な計画とされたい。

【国立市長】

- (1) 環境影響評価の各種手続きや工事の各段階において、市や地域住民に対し丁寧な情報提供を行うとともに地域住民に分かりやすい内容及び表現で周知を図られたい。また、地域住民からの意見要望について誠意をもって対応し、十分に検討したうえで可能な限り環境影響評価の実施及び環境保全のための措置の検討に反映するよう努められたい。更に、今後環境に影響を及ぼすような新たな要因が確認された場合には、改めて調査等を実施されたい。

「(仮称) NEC府中事業場整備計画」に係る環境影響評価調査計画書について (案)

第1 審議経過

本審議会では、令和7年1月23日に「(仮称) NEC府中事業場整備計画」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測の対象時点を建設機械の稼働による影響が最大となる時点としているが、本事業は約7年間の長期にわたって段階的に建替えを行う計画であり、教育施設や住宅と隣接している地点もあることから、各段階における環境への影響が最大となる時点を適切に把握し、必要な時点及び地点において予測・評価すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和7年1月23日	調査計画書について諮問
部 会	令和7年3月19日	環境影響評価の項目選定及び項目別審議 【選定した環境影響評価の項目】 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス 【選定しなかった環境影響評価の項目】 悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境 総括審議
審議会	令和7年3月27日	答申(予定)